

セクシュアリティ教育 ～国際的議論と日本の包括的性教育への展望～

講師：

林 玲子さん（国立社会保障・人口問題研究所 副所長）

橋本 紀子さん（女子栄養大学名誉教授 国際婦人年連絡会世話人）



林 玲子さん



橋本 紀子さん

開催概要

日時：2021年11月19日(金)

15:00-17:00

場所：オンライン開催

参加人数：67人

担当：国際・開発委員会

林講師の講演では、包括的性教育は人間関係、価値観、人権、文化、ジェンダー、暴力、健康といった日本の性教育より幅広い構成であるとの説明があった。しかし、国連では包括的性教育は論争になることが多く、性教育は家庭で行うものであるという意見や国内の宗教・文化を尊重すべきであるという意見もあり、満場一致が原則の国連会議では統一した決議が出せていない現状も語られた。日本では第2次男女共同参画基本計画策定の折に「年齢、発達に応じた正確な知識」を習得すべきであると唱えられたが、その後、「性教育」という言葉は使われなくなった。第5次男女共同参画基本計画ではヘルスリテラシーの向上は必要とされながらも性教育の指標は設定されていない一方、少子化社会対策大綱でライフプランニング支援として正しい知識の向上について述べられている。現状では小中高教科書の内容は一般には公開されておらず、オープンアクセス化を検討すべきではないかと提案があった。

橋本講師は、日本の学校教育では学習指導要領に『歯止め規定』があるため、性に関する科学的事実を教えず、問題のある事例だけ個別指導すればよいという考えがあり、年齢に応じて必要な知識を伝えていない。一方、諸外国では小学生から性について教え、中学生になると、多様な性があることまで教えていると各国の教科書を引用して述べた。日本の性教育は90年代までは先進的な取組を行っていたが、ジェンダー平等をめざす法整備や教育に対して起こったバックラッシュを受けて、2000年代初頭から後退し、結果として女性の人権の中核にある性的権利と健康を軽視する風潮が起きてしまった。『歯止め規定』を無くし、包括的性教育の理解を進めるために、教員、関係省庁の公務員、保護者らの理解を促進し、NGOや医療関係者とも連携して、現場の教員の工夫と裁量で豊かな教育実践をできるよう支援するべきであると提言がなされた。

参加者からは、包括的性教育の問題から人権について考える機会になった、また対談で講師の話をさらに聞いたかったという熱心な感想が聞かれ、実りあるセミナーになった。